

「障害者に当たり前の暮らしを」と活動する弁護士

なが おか けん た ろ う
長岡 健太郎さん (31)



堺市生まれ。大阪大法学部卒。07年から和歌山市の法律事務所で勤務。趣味は各駅停車の列車での旅。

を確保できるとは限らないのにと歯がゆかった。障害者を理解する弁護士の少なさを痛感し、「自分の介護体験を生かしたい」と司法試験受験を決意した。合格後は「障害者の問題を扱いたい」と、法律事務所を回った。

文と写真・岡村崇

ひと

難病の筋萎縮性側索硬化症(ALS)の男性患者が、公的介護の時間拡大を求めて和歌山地裁に訴えた全国初の訴訟で、弁護団の中心となって男性の窮状を訴えた。4月

の判決で1日約12時間から21時間以上への介護サービス拡充を勝ち取った。一昨年、障害者のサービス利用費1割負担の廃止などを求めた障害者自立支援法違憲訴訟で、同法廃止を国と基本合意した時は、和歌山弁護団の事務局長を務めた。

で知的障害のある子どもたちと接した。「意識せずに交流し、身近な存在に感じた」。高校、大学もボランティアサークル。脳性まひの人を支える介護ヘルパーを経験した。

ある時、車いす男性の無料法律相談に付き添った。時間は30分。弁護士から「明日、事務所で詳しく聞くと冷たく言われた。「いつも付き添い

母親の勤めでボイスカウトに入り、障害者施設

原点は小学生時代だ。

今は、知的障害者が公的介護サービス時間の拡大を求めた高松地裁訴訟の原告団メンバーを務める。裁判で声を上げないと、障害者の生活環境はよくなる。だが裁判は障害者にとって大きな負担だ。生の声を拾い、法律を駆使し、障害者が地域で自立して当たり前の暮らしができる手助けを続ける覚悟だ。